

# 「南丹市太陽光発電施設の設置及び管理に関する条例」 に基づく手続きフロー図

## ■設置等に関する届出制度

- ◇ 市内全域で、出力の合計が10kW以上となる太陽光発電施設を設置する場合、市長に対する届出義務を定めます。
- ◇ 事業計画を変更する場合や、発電施設を廃止しようとするときも、予め届出が必要です。

## ■施行日と経過措置

- ◇ 条例の施行日は、令和2年1月1日です。
- ◇ 施行日前に着手されている施設について、現在の事業を変更するまでの間は条例に定める施設基準を適用しません。
- ◇ 施行日前に着手されている施設についても、条例で定める「管理者の情報掲示」「適切な維持管理」「廃止時の届け出と廃棄等の適正な措置」などについて適用し、遵守していただく必要があります。

### 【目的】

太陽光発電施設が生活環境、景観その他自然環境に及ぼす影響に鑑み、太陽光発電施設の設置及び管理について、基本的かつ必要な事項を定めることにより、太陽光発電事業と地域との共生を図り、地域住民等の安全な生活と本市の環境の保全に寄与することを目的とする。

### 【対象】

太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備で、建築物の屋根又は屋上に設置するものを除き、発電出力が10kW以上のもの。

# ■ 条例に基づく届出手順

